

令和2年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和2年3月19日(木曜日)
午前10時03分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 「議案第18号美唄市郷土史料館設置
条例の一部改正の件」の撤回の件

第3 委員長報告

1 議案第14号 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件(総務・文教)

2 議案第15号 美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件(総務・文教)

3 議案第16号 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件(総務・文教)

4 議案第17号 美唄市監査委員条例の一部改正の件(総務・文教)

5 議案第19号 美唄市印鑑条例の一部改正の件(産業・厚生)

6 議案第20号 美唄市手話言語条例制定の件(産業・厚生)

7 議案第21号 美唄市受動喫煙防止条例の一部改正の件(産業・厚生)

8 議案第22号 美唄市産業振興条例の一部改正の件(産業・厚生)

9 議案第23号 美唄市営住宅管理条例の一部改正の件(産業・厚生)

10 議案第24号 美唄市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件(産業・厚生)

11 議案第25号 桂沢水道企業団規約の一部変更の件(産業・厚生)

12 議案第26号 市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件(産業・厚生)

13 議案第27号 市立美唄病院条例の一部改正の件(産業・厚生)

14 議案第1号 令和元年度美唄市一般会計補正予算(第5号)(予算審査特別)

15 議案第2号 令和元年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第3号)(予算審査特別)

16 議案第3号 令和元年度美唄市介護サービス事業会計補正予算(第1号)(予算審査特別)

17 議案第4号 令和2年度美唄市一般会計予算(予算審査特別)

18 議案第5号 令和2年度美唄市民バス会計予算(予算審査特別)

19 議案第6号 令和2年度美唄市国民健康保険会計予算(予算審査特別)

20 議案第7号 令和2年度美唄市下水道会計予算(予算審査特別)

21 議案第8号 令和2年度美唄市介護保険会計予算(予算審査特別)

22 議案第9号 令和2年度美唄市介護サービス事業会計予算(予算審査特別)

23 議案第10号 令和2年度美唄市後期高齢者医療会計予算(予算審査特別)

- 24 議案第11号 令和2年度市立美唄病院事業会計予算(予算審査特別)
- 25 議案第12号 令和2年度美唄市水道事業会計予算(予算審査特別)
- 26 議案第13号 令和2年度美唄市工業用水道事業会計予算(予算審査特別)
- 第4 議案第28号 財政調整基金の一部積立て停止の件
- 第5 承認第1号 総務・文教委員会所管事務調査の件
- 第6 承認第2号 産業・厚生委員会所管事務調査の件
- 第7 承認第3号 議会運営委員会所管事務調査の件

総務部長 福地英敏君
 市民部長 松田公史君
 保健福祉部長兼福祉事務所長 高橋英雄君
 経済部長 東貴弘君
 都市整備部長 米澤勝君
 市立美唄病院事務局長 今澤清隆君
 消防長 相馬一司君
 総務部総務課長 村上孝徳君
 総務部総務課長補佐 平野太一君

教育委員会教育長 天野政俊君
 教育委員会教育部長 森川治君

選挙管理委員会委員長 高田豊君
 選挙管理委員会事務局長 伊藤和広君

農業委員会会長 今田邦彦君
 農業委員会事務局長 高田裕二君

監査委員 後藤樹人君
 監査事務局長 根布忠幸君

◎出席議員(14名)

議長 金子義彦君
 副議長 桜井龍雄君
 1番 伊藤真久君
 2番 森明人君
 3番 齋藤久美夫君
 4番 山上他美夫君
 5番 山崎一広君
 6番 川上美樹君
 7番 楠徹也君
 8番 松山教宗君
 9番 本郷幸治君
 10番 紫藤政則君
 12番 谷村知重君
 13番 小関勝教君

◎事務局職員出席者

事務局長 村谷昌春君
 次長 門田昌之君

午前10時03分 開議

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

◎出席説明員

市長 板東知文君
 副市長 市川厚記君

7番 楠徹也議員
 8番 松山教宗議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、「議案第18号美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件」の撤回の件に入ります。

撤回理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君（登壇） 本定例会に上程いたしました「議案第18号美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件」の撤回の件について、理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、内容について検討する必要があると判断したことから、撤回を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま撤回理由の説明がありました「議案第18号美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件」の撤回の件につきましては、別にご発言もないようですので、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、「**議案第18号美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件**」の撤回の件につきましては、これを**承認**することに決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、委員長報告に入ります。

順序1、議案第14号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の

件ないし順序26、議案第13号令和2年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上26件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第14号ないし議案第17号の以上4件について、楠総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長楠徹也議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第14号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第15号美唄市特別職の非常勤職員に関する報酬及び費用弁償条例の一部改正の件、議案第16号美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件及び議案第17号美唄市監査委員条例の一部改正の件の以上4件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月9日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第15号に対する質疑・答弁について申し上げます。

施設指定管理者選定委員会委員の報酬額を新設した動機は何か。との質疑に対し、選定委員会の委員については、制度導入から10年以上を経過しているが、指定管理者の選定にあたっては、制度の適正化、透明性の確保、市民への説明責任という観点からも、公平かつ適正に行うという重要な役割を担っている点を考慮したことから、新たに報酬を支給するものとした。との答弁がありました。

次に、議案第16号に対する質疑・答弁のう

ち、主なものについて申し上げます。

病気通算判定期間について、再び病気休暇を使用したときは、前後の病気休暇の期間を通算するものとあるが、現状は通算していなかったのか。との質疑に対し、これまでも同一疾病、同一の原因による疾病が明らかに認められる場合については、通算するものとして取り扱っている。との答弁がありました。

次に、議案第17号に対する質疑・答弁について申し上げます。

今回の条例改正に伴い、免責規定に関して新たに追加になったものは何か。との質疑に対し、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることを可能とした、「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責について」の部分が追加になっている。との答弁がありました。

なお、議案第14号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第14号ないし議案第17号の以上4件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第19号ないし議案第27号の以上9件について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました議案第19号美唄市印鑑条例の一部改正の件、議案第20号

美唄市手話言語条例制定の件、議案第21号美唄市受動喫煙防止条例の一部改正の件、議案第22号美唄市産業振興条例の一部改正の件、議案第23号美唄市営住宅管理条例の一部改正の件、議案第24号美唄市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件、議案第25号美唄市桂沢水道企業団規約の一部変更の件、議案第26号市立美唄病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件及び議案第27号市立美唄病院条例の一部改正の件の以上9件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月9日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第20号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

条例制定後における具体的な施策の進め方と、ろう者を支える方に対する市の考え方について。との質疑に対し、条例を制定しただけで終わらないよう、条例案第7条に掲げる「施策の推進」を基本に、手話を使用する市民の意見を反映させるため、手話を使用する市民等が参加する委員会などを立ち上げ、さまざまな意見を伺いながら施策を進めていきたい。

また、ろう者を支える手話通訳者の役割は大変重要であることから、手話通訳による円滑な意思疎通ができる環境の構築に関する施策の実現に向け、手話奉仕員を含めた人材の確保に努めていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第21号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

条例改正案について、その取り扱いや運用

をどのようにするかなどの事前説明が、事業者や団体、市民などに十分になされていない。周知のあり方や期間について、どのように考えているのか。との質疑に対し、条例改正にあたり、商工会議所や老人クラブ、社会福祉協議会の方などを構成員とした市民健康づくり推進委員会にて6回に及ぶ協議を重ねたほか、パブリックコメントの実施や周知パンフレットの送付を行い、さらには、条例改正案の内容についての説明会開催を予定していたが、新型コロナウイルスの影響で開催が延期となったことから、条例の施行については、国の改正健康増進法の関係から4月1日とするものの、その中で実施される具体的な取り組み部分については周知期間を設けるよう検討していきたい。との答弁がありました。

次に、議案第22号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

条例改正にあたり、内容を決めるにあたって、外部企業等への事前調査は行ったのか。との質疑に対し、外部への調査は行ってないが、市内の515事業所に意識調査を行ったところ、対象施設の追加や拡大、投資額の減額、他市との比較などについて意見があったことから、他市の状況調査を行った結果、より企業にとって投資しやすく改正しようという結論に達し、今回の条例改正に至った。との答弁がありました。

なお、議案第19号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第27号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第19号ないし議案第27号の以上9件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第1号ないし議案第13号の以上13件について、松山予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました議案第1号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第5号）、議案第2号令和元年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第3号）、議案第3号令和元年度美唄市介護サービス事業会計補正予算（第1号）、議案第4号令和2年度美唄市一般会計予算、議案第5号令和2年度美唄市民バス会計予算、議案第6号令和2年度美唄市国民健康保険会計予算、議案第7号令和2年度美唄市下水道会計予算、議案第8号令和2年度美唄市介護保険会計予算、議案第9号令和2年度美唄市介護サービス事業会計予算、議案第10号令和2年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第11号令和2年度市立美唄病院事業会計予算、議案第12号令和2年度美唄市水道事業会計予算及び議案第13号令和2年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上13件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日ないし3月13日及び3月16日の4日間、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第1号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑・答弁について申し上げます。

「繰越明許費補正」について、次年度へ繰り越すことになった理由について。との質疑に

対し、「農業競争力基盤強化特別対策事業」について、市では、道営事業に伴う農家負担軽減を行う補正予算を計上しているが、北海道が年度内での工事完了が不可能であることなどから繰り越すこととなり、本市もそれに伴い繰り越すこととした。

また、「中学校コンピュータ教育事業」については、昨年12月13日に「GIGAスクール構想」について閣議決定され、1人1台の端末の学習環境を段階的に整備するという一方で、所要の経費が盛り込まれたことから、今年度の補正予算で有利な財源の補助に乗り、繰越明許を設定することで、新年度予算とあわせてコンピュータ教育の整備を実施したいと考えているため。との答弁がありました。

次に、議案第3号令和元年度美唄市介護サービス事業会計補正予算(第1号)に対する質疑・答弁について申し上げます。

「施設介護サービス費収入、一般会計繰入金」について、退職した介護職員の人数と身分、退職理由について。との質疑に対し、平成30年当初は介護職員16名、パート職員10名がいたが、31年3月末で嘱託の介護職員6名、パート職員1名が退職したところであり、退職の主な理由としては、賃金体系に対する介護報酬の加算がなかったことによる他の民間施設への転職や、友人・同僚等からの引き抜きによるものとなっている。との答弁がありました。

次に、議案第4号令和2年度美唄市一般会計予算に対する質疑・答弁について、初めに、第1款議会費、第2款総務費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「移住・定住促進事業」について、他県では、

住宅の提供のみならず、就労環境の確保や入所できる保育所の準備など、移住しやすい環境を整備し、定住者を増やす取り組みに力を入れている自治体もある。「第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、その5年間の期間中に、移住者を累計100人とする計画であるとのことだが、そのためには、有効な取り組みの情報収集に努めて施策を見直すなど、本市にあった移住・定住促進事業を模索すべきではないか。との質疑に対し、移住を考えている方にとって、就労環境が整備されていることは、1つの重要なパーツであるとしつかりと認識し、移住者の増に向けて取り組んでいきたい。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「緊急通報システム管理運営事業」について、直近の通報件数とその内訳、新たに更新する機器の性能、貸与の条件について。との質疑に対し、平成31年12月末現在で、電話対応54件のほか、救急車の出動18件、消防車の出動24件など、161件の通報があり、更新する機器については、従来と同じ性能のものを導入予定である。

また、貸与条件については、平成27年度までは、市民税非課税世帯で65歳以上のひとり暮らし、もしくは重度の身体障がい者、もしくは持病のある方としていたが、それ以降は、75歳以上の夫婦世帯、75歳以上で同居する重度の身体障がい者の世帯、家族と同居しているが、日中、独居となる75歳以上の世帯、さらには、課税世帯についても負担基準を設けて負担金を支払うことで利用可能とし、条件

を拡大した。との答弁がありました。

次に、「最終処分場整備事業」について、かさ上げする高さ、それによる延命の見込みについて。との質疑に対し、約2.6メートルのかさ上げを計画しており、かさ上げをすることにより、さらに15年延命がされるものと想定している。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、今年度における「ふるさとハローワーク就労促進支援事業」の減額の理由及び存続に向けた改善計画の状況について。との質疑に対し、昨年度までは、窓口「就労支援相談員」を配置していたが、令和2年度より、雇用増や就労対策につながるよう、さまざまな制度に対する周知を充実させるため、職員を市役所内に配置転換させることに伴い減額となった。

また、存続に向けた取り組みとして、昨年2月にふるさとハローワークの業務改善計画を国に提出しており、その計画に基づき取り組みを行った結果、存続の目安である年間就職件数が260件以上という基準をクリアしたところである。との答弁がありました。

次に、「林業費」について、市政執行方針の中で、森林環境譲与税を活用した意向調査を行うとの表現があるが、予算ではどの部分に該当するのか。また、意向調査に係る予算額について。さらには、2019年度における森林環境譲与税の金額と受けた譲与税の使い方について。との質疑に対し、予算としては、林業振興一般管理事務の中で、業務委託として意向調査を行うこととしており、その金額に

については293万2,000円を予定しているところである。

また、平成31年度の森林環境譲与税については320万円となっており、事業等を行った残額については、基金に積むこととなっている。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「美唄国設スキー場管理運営事業」について、事業費が増額となった要因と、今シーズンの利用状況について。との質疑に対し、事業費については、指定管理委託料の積算方法の見直しを行ったことやレストハウスのストーブの購入費を見込んだことから増額となっている。

また、今シーズンは、少雪の影響から例年より2週間ほどオープンが遅れたことから、平成30年度と比較して営業日数が少なくなったが、近隣のスキー場が閉鎖したことから利用者が増え、リフトの輸送人数比では、今年度の方が上回っており、入り込みは好調である。との答弁がありました。

次に、「住宅費」について、市長は当初、美工跡地への公営住宅の建設を見直すとしていたが、今般、新たに推進するとの報道もあった。美工跡地の活用について、新団地建設を進めると考えて良いのか。との質疑に対し、すでにある3団地については、築後40・50年が経過しており、早急に改築しなければならないものと考えているが、市営住宅の建替えについては、住民との合意形成を図ることが大前提であることから、これまでアンケート調査を実施しており、そこで寄せられた意向

や結果を踏まえて素案を作成し、入居者や地域住民に対する説明会を開催しながら、理解を得られるよう取り組んでいきたいと考えている。その中で、建替えの必要も一定程度、前提とし、美工跡地も候補地の1つとして検討しながら、さらに整備にあたっては検討をしなければならない。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、「消防費」について、消防の広域化に向けた取り組み状況と、広域化になった場合の職員や分団員の扱いについて。との質疑に対し、広域の取り組みについては、北海道が案を示すことになっているが、現時点では広域化を進めていく市町は決まっていないところであり、広域化にあたっては関係市町及び北海道と慎重な協議や調整が必要となってくるものと考えている。

さらに加えて、職員の身分についても、給与、階級、勤務体制など一元化を行う必要があることから、この部分についても時間をかけて協議、調整を行う必要がある。

なお、消防団については、その設置が市町にゆだねられていることから、広域化後においても各市町の責任において設置すべきものと考えている。との答弁がありました。

次に、「郷土史料館整備事業」について、本市の財政状況が非常に厳しい中、空調設備投資に5,500万円もの予算が計上されているが、家庭用や業務用などの設備を導入することで、少しでも経費を抑制することはできないのか。との質疑に対し、初期投資だけではなく、一定のスパンの中でのランニングコストも見据

えた中で、最小限の経費で最大限の効果を上げられるよう、執行段階で検討しながら取り組んでいきたい。との答弁がありました。

次に、「ふるさと給食事業」について、これまでも行事食の充実やバイキング給食、記念ごとの特別な献立の給食は実施されてきたと思うが、今回の新事業では、どのような部分が変わるのか。との質疑に対し、事業化することにより財源確保ができることから、これまで実施してきたふるさと給食の実施回数の増を、保護者負担を求めることなく図っていくことができる。との答弁がありました。

次に、第12款公債費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

公債費の元金部分について、昨年度より9,422万9,000円の増となっているが、その理由について。との質疑に対し、平成29年度に借り入れた市債の元金償還が始まったことによって増額となったものであり、内訳としては、新規償還開始分が約1億8,000万円、償還終了分が約9,000万円であることから、その差し引き分で増額となった。との答弁がありました。

次に、第13款職員費に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

新型コロナウイルスの感染防止対策として、学校が休校となっているが、それに伴って子どもの面倒をみるために仕事を休まれている方がいるのか。

また、このような感染症が発生した際の職員等の休業の取り扱いについては。との質疑に対し、現在、学校の休校に伴って仕事を休んでいる職員についてはいないところである。

また、感染症の発生に伴う職員等の休暇の

取り扱いについては、正規職員と嘱託職員については病気休暇、臨時職員については有給の欠勤という形で対応することとしている。との答弁がありました。

次に、第14款諸支出金に対する質疑・答弁について申し上げます。

「基金支出金」は、どの基金の繰替運用に相当する償還金なのか。また、返済についてどのように考えているのか。との質疑に対し、基金の長期繰替運用については、青少年育成基金から8,000万円、福祉基金から1億5,000万円を令和元年から令和6年3月31日までの5カ年を契約期間として、利率1%の設定で運用しており、今後については、計画的な返済が必要であると考えている。との答弁がありました。

なお、第11款災害復旧費及び第15款予備費については、質疑がありませんでした。

次に、歳入全般から一時借入金に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「歳入全般」について、新型コロナウイルスに伴う市税への影響について。との質疑に対し、市民税については前年度実績で課税することから、課税額への影響はないものと考えているが、納税については、収入の減少や離職などの影響により、支払いが滞ることも考えられるため、しっかりと納税相談を行い、市税の確保に努めていきたい。との答弁がありました。

次に、議案第6号令和2年度美唄市国民健康保険会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

一般会計から国保会計への繰入金の推移は

どうなっているのか。また、法定外の繰入金はあるのか。との質疑に対し、直近の繰入金の予算額の推移については、平成30年度が3億3,701万5,000円、平成31年度が3億3,504万円となっており、年々減少している。

また、法定外繰入金については、平成28年度以降は繰り入れをしていない。との答弁がありました。

次に、議案第7号令和2年度美唄市下水道会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

令和2年4月1日から下水道料金窓口業務など民間委託が始まることについて、業務の内容はどのようになるのか。また、現在の窓口の職員を含め、職員体制についてはどのようになるのか。との質疑に対し、水道料金の徴収に関する部分が主なものとなっており、その他に開閉栓の受付業務、水道料金のメーター交換の管理をお願いすることとなっている。

また、職員体制については5名となっており、受託業者から責任者と副責任者として2名、現在、窓口等で業務を行っている嘱託職員1名と臨時職員2名については、4月以降は委託業者の職員として勤務することとなっている。との答弁がありました。

次に、議案第9号令和2年度美唄市介護サービス事業会計予算に対する質疑・答弁について申し上げます。

「繰入金」が前年度と比べ、大幅に増えた要因と、これまでの人員体制を回復できる予算組みになっているのか。との質疑に対し、入所者数の減により収入が減る見込みであることから、繰入金の額が増えている。

また、職員は随時募集しているものの、なかなか集まらない状況であり、予算上では現在の介護員9名、パート職員7名、介護補助員2名で計上している。との答弁がありました。

次に、議案第11号令和2年度市立美唄病院事業会計予算に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

今年度予算で、新病院整備事業の中に、基本構想・基本計画の作成にかかる委託料を計上しているが、前回、基本構想及び基本計画を作っているが、新たに作り直す必要があるのか。

また、以前に計画を作ったときの委託料はいくらだったのか。との質疑に対し、前回の委託料については2,270万円となっており、今回は、前回作成した成果品を一部利用しながら、新たに変更となる人口推計や患者推計などを算出したものを提供して構想及び計画を作ることとした。との答弁がありました。

次に、総括質疑にかかる質疑・答弁について申し上げます。

初めに、郷土史料館の空調設備に5,500万円を予算計上しているが、空調設備だけではなく、施設周辺を含めて整備する考えはないのか。との質疑に対し、通年開館に向け、空調設備の更新をすることにより、郷土史料の保護などを含め、市民の皆さんが利用しやすい施設環境づくりに取り組むとともに、教育委員会と十分協議しながら計画的な整備について検討してまいりたい。との答弁がありました。

次に、今後ますます人口減少が進むと見込まれる中、本市の財政運営を行って行く上で、

これから策定される総合計画にどのような留意が必要となるか。との質疑に対し、美唄市の人口は20年後には1万人に半減し、財政規模についても3分の2程度まで縮小すると見込まれることから、これからの地域社会の形がどのように変わっていくのか、長期的な予測を立て、私たちは何ができるのか、何をすべきなのかを論じ、「今できることから着手」することが、未来に対する避けては通れない責任であると考えていることから、市民の皆さんが判断できる「市民と市役所間の情報共有」を行って行くことが重要だと考えている。

また、財政運営にあたっては、将来の見通しをしっかりと立てることが重要であると考えていることから、現在策定している第7期総合計画と整合性を図りながら財政推計を作成していくことが財政健全化に繋がるものと考えている。との答弁がありました。

なお、議案第2号令和元年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第3号)、議案第5号令和2年度美唄市民バス会計予算、議案第8号令和2年度美唄市介護保険会計予算、議案第10号令和2年度美唄市後期高齢者医療会計予算、議案第12号令和2年度美唄市水道事業会計予算及び議案第13号令和2年度美唄市工業用水道事業会計予算についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第1号ないし議案第13号の以上13件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第14号ないし議案第17号の以上4件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第14号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件ないし議案第17号美唄市監査委員条例の一部改正の件の以上4件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第19号ないし議案第27号の以上9件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第19号美唄市印鑑条例の一部改正の件ないし議案第27号市立美唄病院条例**

の一部改正の件の以上9件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第1号ないし議案第13号の以上13件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第1号令和元年度美唄市一般会計補正予算(第5号)ないし議案第13号令和2年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上13件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議案第28号財政調整基金の一部積立て停止の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君(登壇) ただいま上程されました議案第28号財政調整基金の一部積立て停止の件について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち、基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により、令和元年度においてその積立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 これより、議案第28号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第28号財政調整基金の一部積立停止の件**は、原案のとおり**可決**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、**承認第1号総務・文教委員会所管事務調査の件**なし日程の第7、**承認第3号議会運営委員会所管事務調査の件**の以上**3件**を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付の承認書のとおり、各委員長より調査を要する旨の通知がありました。

各委員長通知のとおり、閉会中も調査を認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**閉会中も調査を認めることに決定**いたしました。

●議長金子義彦君 以上をもちまして、今期

定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和2年第1回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前10時44分 閉会

